

建設産業における消費税の転嫁対策について

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課

平成25年7月

建設産業における消費税の円滑かつ適正な転嫁について

建設産業への影響について

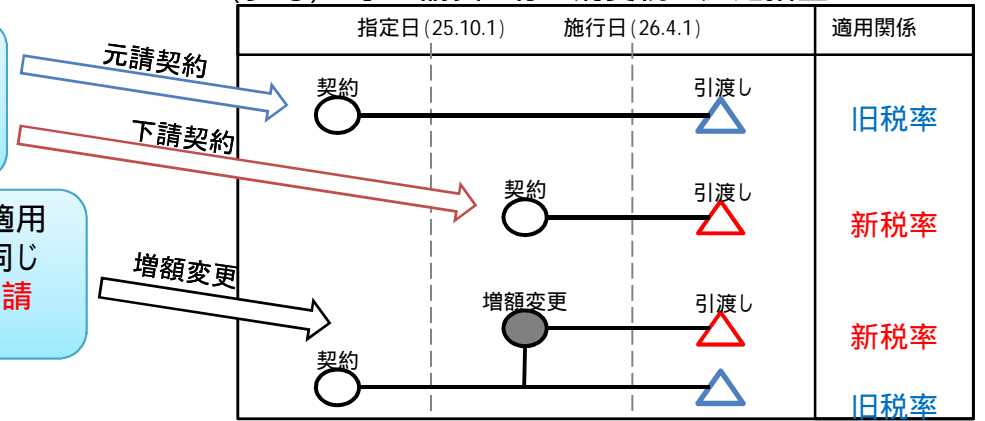
請負契約という建設工事の特性から、**発注者との関係で弱い立場に置かれる建設産業**では、例えば増税分の値引きを求められやすいなど、**消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念がある。**

< 過去の転嫁拒否事例 >

発注者と元請企業との契約が経過措置の適用により旧税率が適用されることを理由に、元請企業が当該工事の下請先に対して、**新税率が適用される契約に関して引き上げ分の消費税の支払いを拒否した。**

設計変更による増額分が生じた際、本来は新税率(5%)が適用されるところ、発注者の理解を得ることができず、本体契約と同じ旧税率(3%)でしか支払ってもらえず、**税率の差分(2%)を元請企業が負担して納税した。**

(参考) 工事の請負に係る消費税の経過措置



消費税率10%に係る指定日は27.4.1、施行日は27.10.1となる

建設産業における転嫁対策について

具体的な転嫁対策の取り組みとしては、

消費税の円滑かつ適正な転嫁について**各方面()への周知徹底**

建設業団体、公共発注機関(各省庁、都道府県等)、民間発注者(業課所管省庁に対する指導依頼)

相談窓口の設置(国交省全体、建設業所管部局)

元請企業・下請企業間の取引実態調査等を通じた**転嫁状況の実態把握**

建設業法令遵守推進本部による**建設企業への指導等徹底**

などについて、これまで培ってきた調査指導の体制・ノウハウも有効に活用しながら、建設産業における円滑かつ適正な転嫁対策を実施する。(都道府県知事許可業者については、都道府県において対応予定)

相談窓口

国土交通本省に「**消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)分室**」を設置予定

各地方整備局等においては「**建設業法令遵守推進本部**」にて対応予定
(**駆け込みホットライン**の活用)

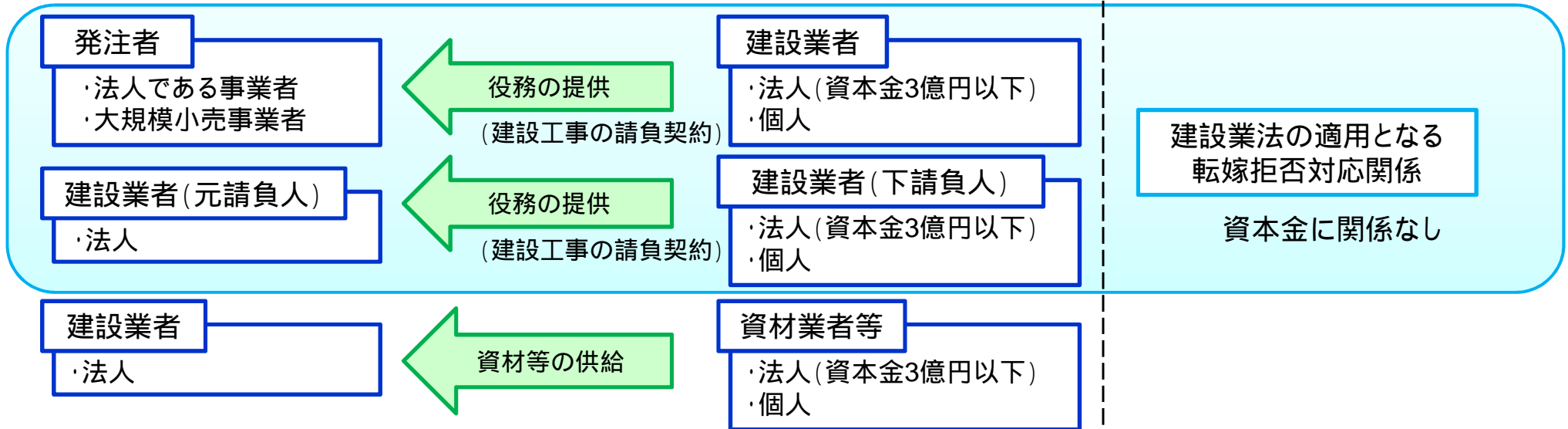
消費税転嫁対策特別措置法と建設業法との関係について

消費税転嫁対策特別措置法

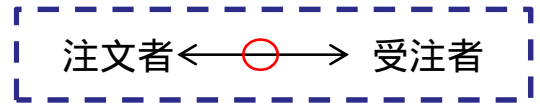
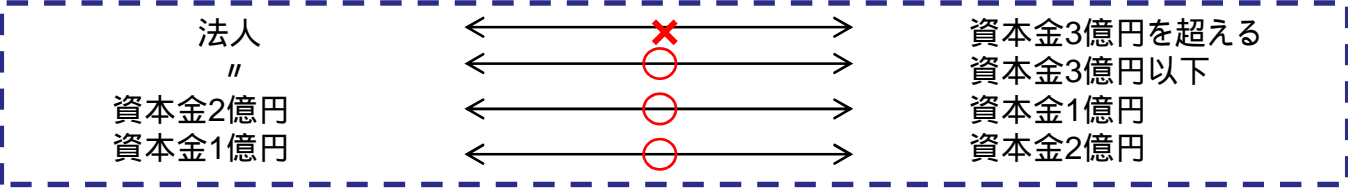
建設業法

特定事業者(注文者)

特定供給事業者(受注者)



建設業法の適用となる
転嫁拒否対応関係
資本金に関係なし



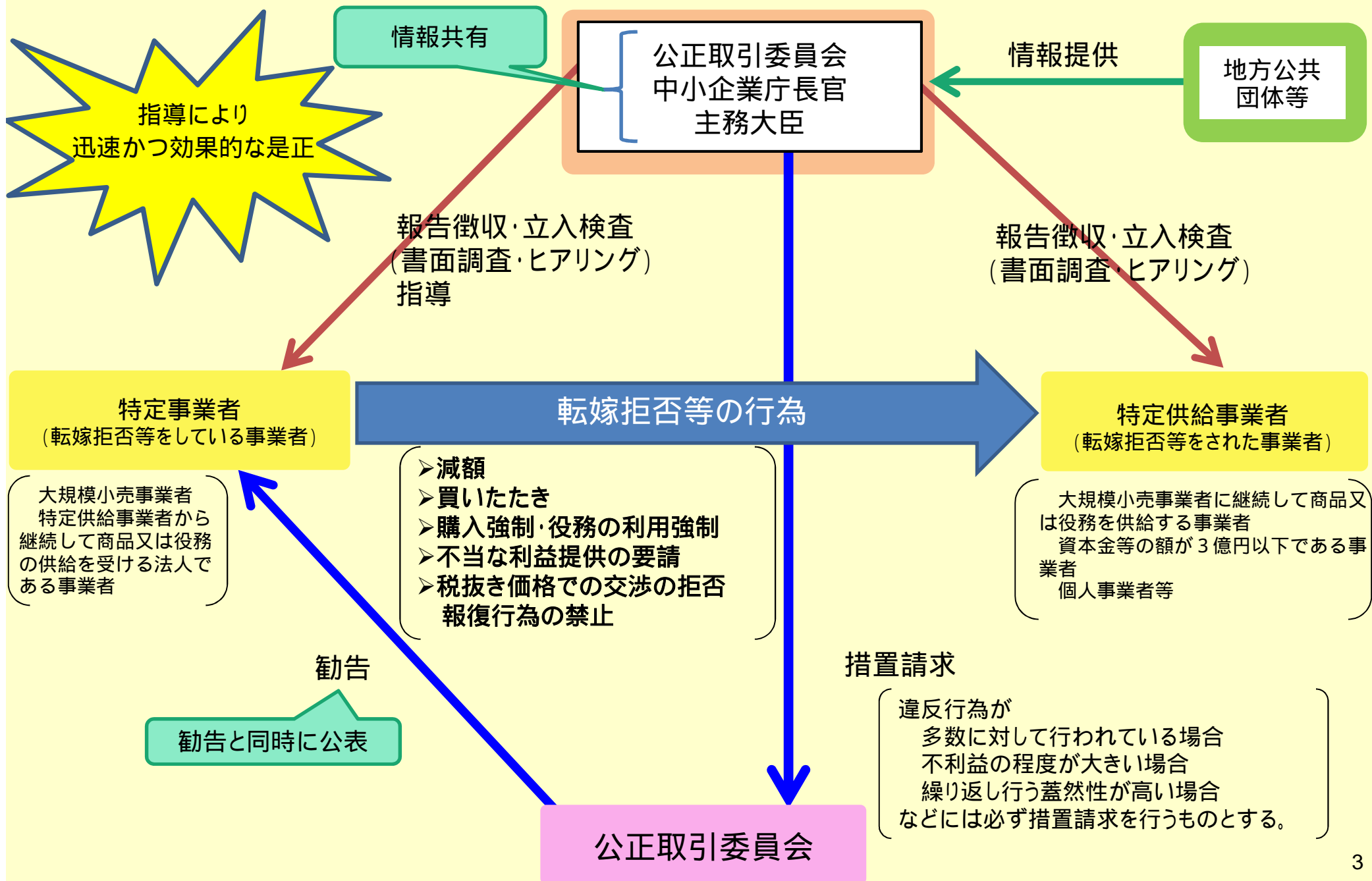
特定事業者の遵守事項(法第3条)
 (1)減額・買ったとき(第1号) (2)購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制(第2号)
 (3)税抜き価格での交渉の拒否(第3号) (4)報復行為(第4号)

建設業法における遵守事項
 ・不当に低い請負代金(法第19条の3)
 ・指値・赤伝処理(法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)

転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等
 (1)公取委、主務大臣、中企庁長官による報告・検査(法第15条)
 (2)公取委、主務大臣、中企庁長官による指導・助言(法第4条)
 (3)主務大臣、中企庁長官による措置請求(法第5条) (4)公取委による勧告・公表(法第6条)

建設業法における検査、指導等
 ・報告・検査(法第31条)
 ・指導・助言・勧告(法第41条)
 ・公取委への措置請求(法第42条)

消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム



消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜)

〇〇円 (税抜価格)

〇〇円 (本体価格)

〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)